

第16 避難器具

1 用語の意義

- (1) 取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (11) 固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

2 避難器具の機器選定等

- (1) 避難器具の選定にあたっては、防火対象物の用途、構造、形態及び収容人員等を考慮し、迅速かつ円滑な避難に最も適すると認められるものを選定すること。
- (2) 防火対象物の避難階が2以上となる場合、政令第25条第2項第1号の表の階数は、降着側の避難階から避難器具を設置しなければならない階まで数えた階数とすること。

3 設置位置等

- (1) 避難器具は、多数の者の目に触れやすく、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離に設置すること。
- (2) 政令別表第 1(5)項口の防火対象物の 3 階以上の階には、すべての住戸、共用室等から 2 以上の異なった避難経路が確保できるように避難器具を設置すること。
- (3) 降下空間には、電線、樹木、看板、建築物の庇、室外機、物干し等による障害物がないこと。この場合、降下上支障となる外開き窓等も障害物に含まれるものであり、降下空間を確実に確保できる位置に避難器具を設置すること。
- (4) 冬期間においても積雪等により操作に支障がないよう設置すること。

4 告示基準等

- (1) 各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間及び避難空地等は第 16-1 表によるほか、次の(2)から(11)によること。
- (2) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）
 - イ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。
 - ロ つり下げ式のもの、つり下げた状態において突子が有効、かつ、安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。

※ 揺れ止め措置が講じられているものは、ただし書の降下に支障の生じないものとして取り扱って支障ない。

 - ハ つり下げ式のものを設置する場合において、突子が接する壁面の部分に窓等のガラス部分がある場合は、当該ガラスを網入りとするか、又は当該ガラス部分に、JIS A 5759 に適合するガラス飛散防止フィルムであつて、かつ、基材の厚さが 100 μ m 以上のものを貼付すること。（内貼り用、外貼り用は問わない。）◆
 - ニ 避難はしごを使用状態にした場合における最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m 以下であること。ただし、固定はしごで最下階に設置するものについては、床面上又は地上等からおおむね 0.9m 以下とすることができる。
 - ホ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。
 - ヘ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿った空ぼりをいう。）の部分に設けること。ただし、7 に定める避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。
 - ト 固定式はしごを設ける場合、転落防止用のため、降下口の足掛りから上方おおむね 1m 以上の高さから設けること。◆
 - チ バルコニー等の床面に埋め込まれているマンホール本体枠の上部は、水切りのためバルコニー等の床面から 5cm 以上上げさせ、また、上ぶたには容易に操作可能な取手を設けること。◆

- (3) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご
前(2). ロ. ハ及びビニを準用するほか、次によること。
イ 避難はしごは、つり下げはしごであること。
ロ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。
ハ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、7に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。
ニ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。
ホ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8 m以上の位置であること。
- (4) 緩降機
前(2). イ及びホを準用するほか、次によること。
イ 床から取付部の開口部下端までの高さが、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。
ロ 緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス 0.5mの範囲となるように設定すること。
- (5) 救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）
イ 斜降式救助袋
前(2). イ及びホを準用するほか、次によること。
(イ) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。
(ロ) 袋本体の下部出口部の降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m以下であること。
ロ 垂直式救助袋
袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において 0.5m以下であること。
ハ 避難器具用ハッチに格納した救助袋
前(2). ニ及び(3). ロからホを準用すること。
- (6) 滑り台
前(2). イ及びホを準用するほか、次によること。
滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
- (7) 滑り棒
前(2). イ及びホを準用するほか、次によること。
滑り棒は、取付部の開口部の下端から 1.5m以上の高さとし、降着面等まで設置すること。
- (8) 避難ロープ
前(2). イ. ニ及びホを準用すること。
- (9) 避難橋
前(2). ホを準用するほか、次によること。

- イ 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。
- ロ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じること。
- ハ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。◆
 - (イ) 避難橋の幅は、60 cm以上とすること。
 - (ロ) アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでないこと。
 - (ハ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2 m以上離れた位置に設けること。
 - (ニ) 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上安全を確認すること。
 - (ホ) 避難橋の付近の適宜の場所(橋の両端について)には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱等を設けておくこと。
- ニ 公共用道路上空に設置する場合は、前ハを準用するほか次によること。◆
 - (イ) 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあつては、この限りでない。
 - (ロ) 移動式の避難橋は、その一端を、ブラケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時に容易に架設操作ができるようにしておくこと。
 - (ハ) 前(ロ)の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5 m未満の道路とすること。

(10) 避難用タラップ

前(2).ホ.へ及び(3).ホを準用するほか、次によること。

避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

- (11) 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。◆

5 固定部・取付け具の構造、強度等

「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年消防庁告示第2号)第8によること。

6 特定一階段等防火対象物における避難器具の取扱い

特定一階段等防火対象物における避難器具の取扱いについては、次によること。

- (1) 安全、かつ、容易に避難することができる構造のバルコニー等
概ね2 m²以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるものとされるが、その他これに準ずるものとして、屋上、陸屋根又は地階に設置されるドライエリアも含むものであること。
- (2) 常時、容易に、かつ、確実に使用できる状態に関する取扱い
常時、容易に、かつ、確実に使用できる状態とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で

使用する等、避難器具が常時使用できる状態で設置されたものをいい、このうち、バルコニー等以外に設置された避難用タラップ（固定式）、滑り台、滑り棒等は省令第27条第1項第1号ロに該当するものであること。

- (3) 1動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易に、かつ、確実に使用できるものに関する取扱い

イ 該当する避難器具について

1動作型避難器具として新たに開発されたもののほか、従来型の避難器具では、1動作で容易に架設できる構造のものとしてされている避難用タラップ（半固定式）、1動作で容易に架設、組み立てできる横棧収納式の固定はしご（3階以下の階に設置される場合に限る。）等が該当するものであること。

ロ 既存防火対象物に係る取扱いについて

既存防火対象物の避難器具のうち、つり下げはしご及び避難ロープについては、避難器具本体を取付開口部の真下等の直近に設置する場合で、当該避難器具取付けに係る操作面積が確保され、かつ、容易に見とおしできるものであること。

また、既存防火対象物に避難器具を新設するものについては、2階部分に設置するつり下げはしご及び避難ロープに限り、同様の取扱いを適用して差し支えないものとする。

7 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は次によること。

- (1) 不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいい、ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建基政令第112条の規定による場合にあつては、当該規定によること。

- (1) 避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さであること。

- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。

- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ1.8m以上、幅0.75m以上の防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けること。

- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあつては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。

- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。

- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。

- (8) 上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面から距離が 1.2m以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあつては、おおむね 180 度開くものを除き、取付面と 90 度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

8 標識

- (1) 避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、第 16-2 表によること。
- (2) 特定一階段等防火対象物に係る避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い
避難器具を設置し、又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）のある階における表示の取扱いについては、次によること。
 - イ 避難器具設置等場所の出入口における識別措置
避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所である旨が容易に識別できるような措置（以下「設置等場所出入口の識別措置」という。）を講ずること。
容易に認識できる大きさとし、破損がないような方法で「○○○設置場所」（○○○は避難器具名）等と表示すること。◆
 - ロ 避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の標識
避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあつては、当該附室をいう。以下同じ。）の出入口付近の見やすい箇所に設置する避難器具設置等場所を明示した標識（以下「避難器具設置等場所配置図」という。）は、次によること。◆
 - (イ) 避難器具設備等場所配置図には、平面図に避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）避難器具設置等場所への出入口を明示すること。
 - (ロ) 避難器具設置等場所配置図は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、両方の箇所に設置することを妨げるものではないこと。
 - (ハ) 避難器具設置等場所配置図は、避難器具設備等場所及び避難施設が容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で表示すること。
 - ハ 設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあつては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。

9 設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、明るさが確保されている場所として取り扱うものとする。

- (1) 避難器具が屋外（バルコニー、ベランダ、屋上等）で外気の流通が十分確保できる場所に設

けられている場合。ただし、救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、緩降機その他使用に際し、組み立て、取付け等操作を要する器具を設けた場所で操作上又は使用上照明を必要とする場合を除く。

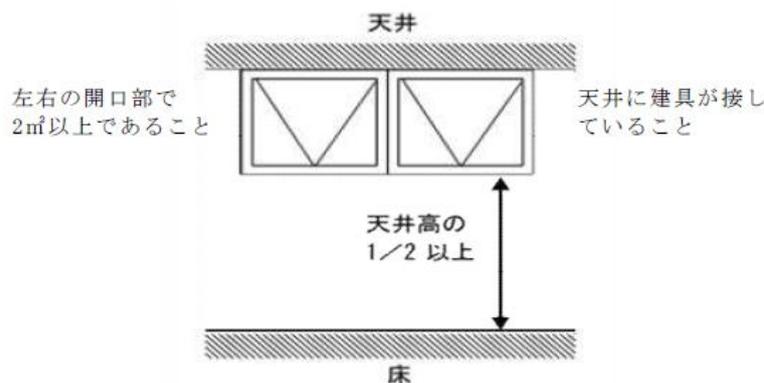
- (2) 屋内、屋外を問わず避難器具設置場所の付近に、建基政令第126条の5の基準に適合する非常用の照明装置が設けられている場合。

10 避難器具の格納

- (1) 避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、保護するために格納箱等に収納すること。
- (2) 格納箱等は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。
- (3) 避難器具の格納箱等は、避難器具（常時使用状態に取り付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を施したものであること。
- (4) 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。

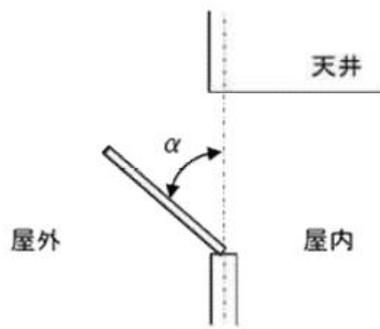
11 省令第26条第2項等に規定する屋内避難階段等の部分

- (1) 「省令第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年消防庁告示第7号）に規定する直接外気に開放された排煙上有効な開口部に、次のとおり建具（排煙窓）を設けた場合は、同排煙上有効な開口部とみなす。（「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）第4.(5).イに規定する開口部を除く。）
- イ 建具の有効開口面積は、 2m^2 以上であること。
- ロ 建具を設ける開口部は、床面からの高さが天井の高さの $\frac{2}{1}$ 以上の部分にあること。（第16-1図参照）



第16-1図

- ハ 建具は外たおし窓とし、回転角度（ α ）は 45° 以上とすること。（第16-2図参照）



第 16-2 図

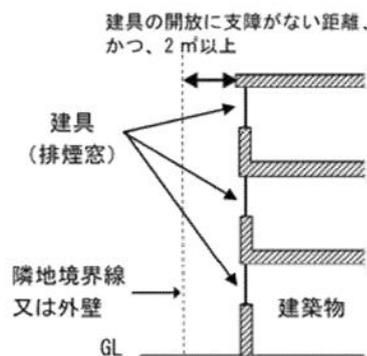
- ニ 建具には、手動開放装置を設けること。
- ホ 前ニの手動開放装置のうち手で操作する部分は、床面から 0.8m 以上 1.5m 以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。
- ヘ 一の手動開放装置の操作によって、すべての建具が一斉に開放するものであること。
- ト 省令第 23 条第 5 項第 1 号の規定により、又は当該規定の例により設けられた煙感知器の作動と連動して、すべての建具が一斉に開放するものであること。
- チ 建具を設ける開口部の設置位置と外部空間との関係は次によること。

(イ) 隣地境界等の場合

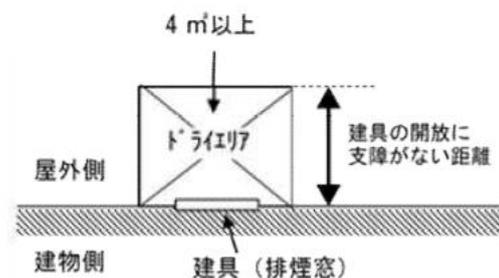
当該開口部から隣地境界又は同一敷地内の他の建築物等までの水平距離は、建具の開放に支障がない距離であり、かつ、2 m²以上の排煙上支障のない空間を有すること。(第 16-3 図参照)

(ロ) ドライエリアの場合

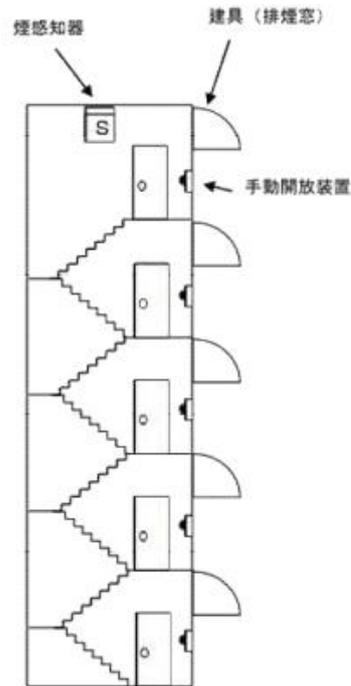
当該開口部からドライエリアの周壁までの水平距離は、建具の開放に支障がない距離であり、かつ、ドライエリアの水平面積は 4 m²以上あること。(第 16-4 図参照)



第 16-3 図

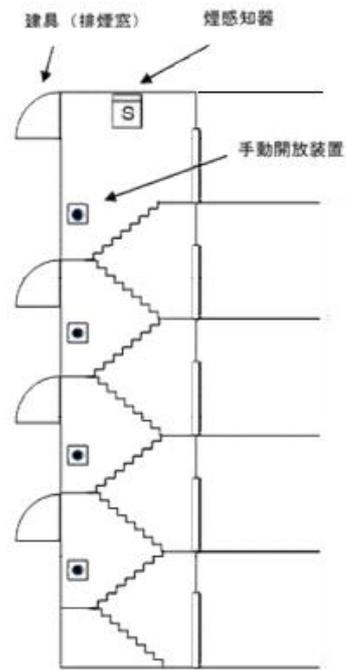


第 16-4 図



第 16-5 図

(各階ごとに建具を設置する例)



第 16-6 図

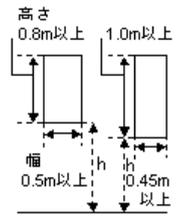
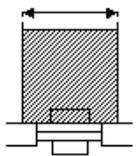
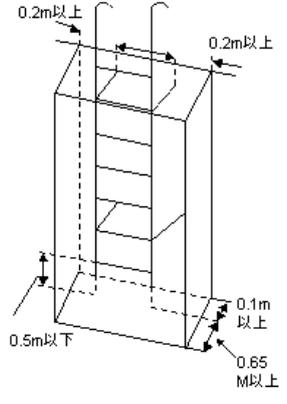
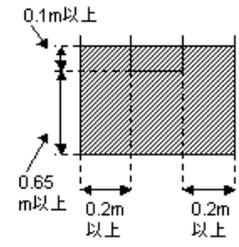
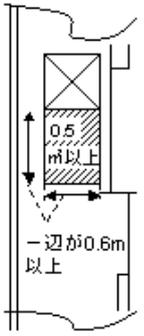
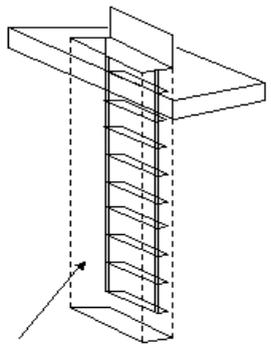
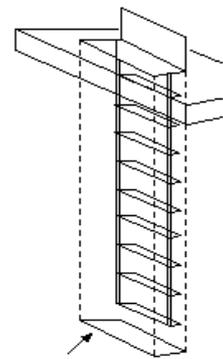
(各階の中間の部分ごとに建具を設置する例)

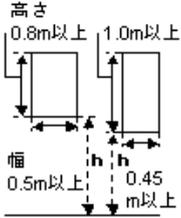
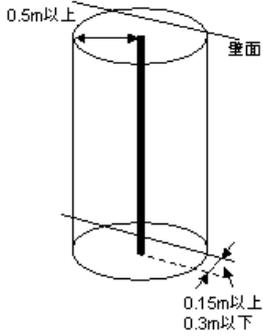
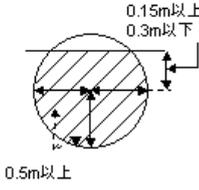
(2) 前(1)に掲げる建具は、法第 17 条の 3 の 3 の規定に準じて点検及び報告を行うこと。

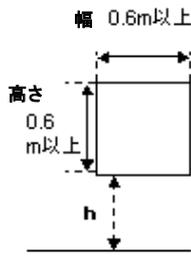
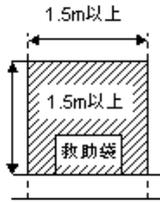
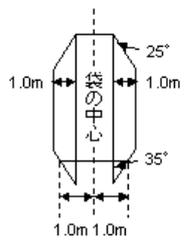
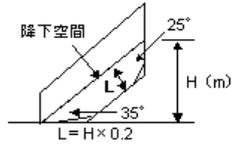
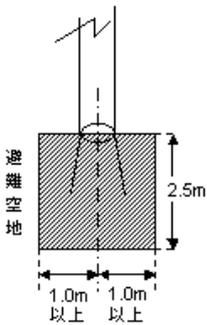
12 その他

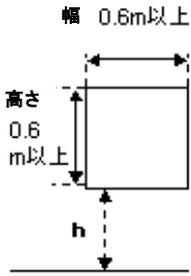
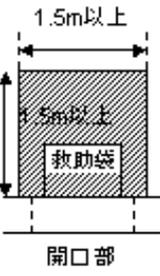
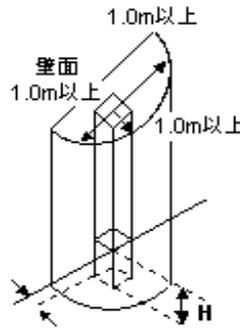
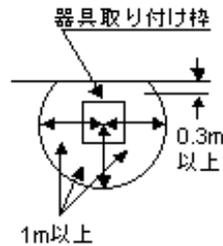
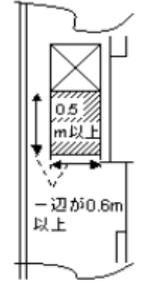
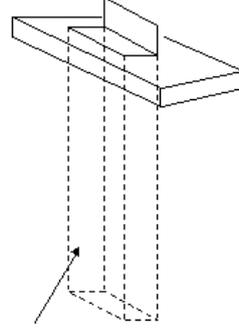
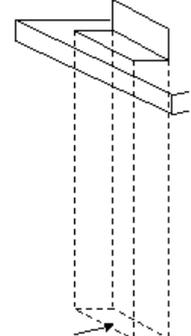
避難器具の設置に関して、予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この技術基準による場合と同等以上の効力があると認められるときにおいては、本基準は適用しない。

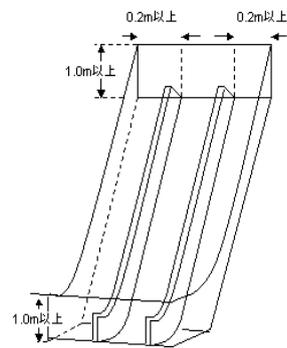
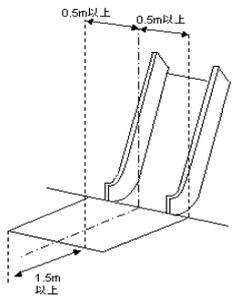
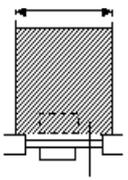
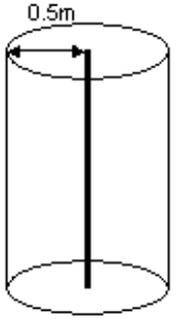
第16-1表

	設 置 位 置			
	取 付 部		降 下 空 間	
	開口部の大きさ	操作面積		
避難はしご	 <p>高さ 0.8m以上 1.0m以上 幅 0.5m以上 h 0.45m以上</p>	<p>0.5 m²以上、かつ、 一辺が0.6m以上</p>  <ul style="list-style-type: none"> 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 避難はしごの操作に支障ないこと。 	 <ul style="list-style-type: none"> 縦棒の中心からそれぞれ外方向に 0.2m以上及び横棧の前面から奥行 0.65m以上の角柱形範囲 縦棒の本数が1本の場合は、横棧の端からそれぞれ横方向に 0.2m以上とする。 	 <p>0.1m以上 0.65m以上 0.2m以上 0.2m以上</p> <p>降下空間の水平投影面積以上の面積とする。</p>
避難器具用ハッチに収納した金属製避難はしご	<p>直径0.5m以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする。</p>  <p>0.5 m²以上 一辺が0.6m以上</p>	<p>0.5 m²以上、かつ、一辺が0.6m以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 操作に支障ないこと。 	 <p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</p>

設 置 位 置				
取 付 部		降 下 空 間	避 難 空 地	
開口部の大きさ	操作面積			
<p>緩降機 (同時に複数人が降下する構造のものを除く。)</p>	 <p>高さ 0.8m以上 1.0m以上</p> <p>幅 0.5m以上 0.45m以上</p> <p>h: 壁面に設ける開口部の下端は床から 1.2m 以下とすること。 ・床面に開口部を設ける場合にあっては、直径 0.5m 以上の円が内接することができること。</p>	 <p>0.5 m以上、かつ、 一辺が0.6m以上</p> <p>0.5m以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 緩降機の操作に支障のないこと。 	 <p>0.5m以上</p> <p>壁面</p> <p>0.15m以上 0.3m以下</p> <p>0.15m以上 0.3m以下</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁面からロープの中心までの距離が 0.15m 以上 0.3m 以下となるように設けること。 緩降機を中心とした半径 0.5m の円柱型の範囲以上を確保すること。 	 <p>0.15m以上 0.3m以下</p> <p>0.5m以上</p>
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 0.1m 以内で避難上支障のない場合若しくは 0.1m を超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、突起物を降下空間内に設けることができる。 降下空間及び避難空地を共用して他の緩降機を設ける場合は器具相互の中心を 50 cm まで接近させることができる。 緩降機を吊り下げるフックの取付け位置は、床面から 1.5m 以上 1.8m 以下の高さとする。 			

		設置位置			
		取付部		降下空間	避難空地
		開口部の大きさ	操作面積		
救助袋 (斜降式)		 <p>幅 0.6m以上 高さ 0.6m以上 h</p>	 <p>1.5m以上 1.5m以上 救助袋</p>	 <p>袋の中心 25° 1.0m 1.0m 35° 1.0m 1.0m</p>  <p>降下空間 25° 35° H (m) L = H × 0.2</p>	 <p>避難空地 2.5m 1.0m 1.0m以上 以上</p>
	備考	<p>1 開口部は、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を設置位置近くの開口部分等（設置開口部も含む）から確認できること。</p> <p>2 防火対象物の側面に沿って降下する場合の降下空間は、救助袋と壁面との間隔（最上部を除く）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合は突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合は、0.3m））以上とすることができる。</p>			

		設 置 位 置			
		開口部の大きさ	操作面積	降 下 空 間	避 難 空 地
救 助 袋 (避難器具用ハッチに収納したものを除く。) (垂直式)		 <p>幅 0.6m以上 高さ 0.6m以上 h</p>	 <p>1.5m以上 1.5m以上 救助袋 開口部</p>	 <p>1.0m以上 壁面 1.0m以上 1.0m以上 H</p>	 <p>器具取り付け枠 0.3m以上 1m以上</p>
	備 考	<p>1 降下空間、避難空気を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外表面を1mまで接近させることができる。</p> <p>2 下部入口部と降着面等との間隔（H）は、0.5m以下であること。</p>			
救助袋 (避難器具用ハッチに収納したもの)	<p>直径 0.5m以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする。</p>	 <p>0.5m以上 一辺が0.6m以上</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> 0.5 m²以上かつ一辺が 0.6m以上 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 操作に支障ないこと。 		<p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上で避難上安全性が確保されたもの</p>	

		設 置 位 置			
		開口部の大きさ	操作面積	降 下 空 間	避 難 空 地
す べ り 台	高さ 0.8m以上かつ幅は滑り台の滑り面の最大幅以上とする。 開口部の下端は床から 1.2m以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない。	滑り台の大きさ、形状に応じた操作に必要な面積			滑り台下部の先端から前方 1.5m、滑り台の中心線から左右に 0.5m以上
	備考	避難空地は、滑り台の手すり部分の外側にそれぞれ 0.2m以上確保することが望ましい。			
滑り棒・避難用ロープ	高さ 0.8m以上 1.0m以上 幅 0.5m以上 0.45m以上 h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から 1.2m以下とすること。ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない。 ・床面に開口部を設ける場合は、直径 0.5m以上の円が内接することができること。	0.5 m以上、かつ、一辺が 0.6m以上  ・器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ・避難器具の操作に支障ないこと。		滑り棒及び避難ロープを中心とした半径 0.5m円柱形の範囲とする。ただし、避難ロープで壁面に沿って降下する場合の壁面に対しては、この限りでない。	避難上支障のない広さとする。
避難用タラップ橋	高さ 1.8m以上、幅は当該器具の最大幅以上	当該器具を使用するのに必要な広さ	当該器具の踏面から高さ 2 m 以上及び当該器具の最大幅以上	避難上支障のない広さとする。	

第16-2表

種類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦 10 cm以上◆ 横 30 cm以上◆	地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読み取れるものであること。 (例) 白地に黒文字	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難器具」又は「避難」若しくは、「救助」の文字を有する器具名を記載 ・文字の大きさは、5 cm角以上◆
設置位置まで誘導する標識	避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等			
使用方法を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見やすい箇所	縦 30 cm以上◆ 横 60 cm以上◆ ただし、明確に読み取れる場合は、この大きさによらないことができる。	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・図及び文字等を用いてわかりやすく表示すること。 ・文字の大きさは、1 cm角以上◆
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識について、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあつては、設置しないことができる。 2 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。 3 前2の兼用する場合の標識の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれ30 cm以上及び60 cm以上とすること。◆ 4 使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限って、設置しないことができる。 				